

学生・教職員 各位

新型コロナウイルス感染症対策本部長
奈良女子大学長 今岡 春樹

新型コロナウイルス感染拡大防止のための奈良女子大学の行動指標
に基づいた諸活動について（令和2年4月21日現在）

4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大することが決定されたことを受け、奈良女子大学では、学生、教職員、学外ステークホルダーに活動制限の可視化を目的として、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための奈良女子大学の行動指標」を別紙のとおり定め、4月21日から5月6日までの間は、以下のフェーズにより活動を行うこととしました。

学生の皆さんは、自分そして周囲の大切な方の命を守る選択を優先して行動してください。

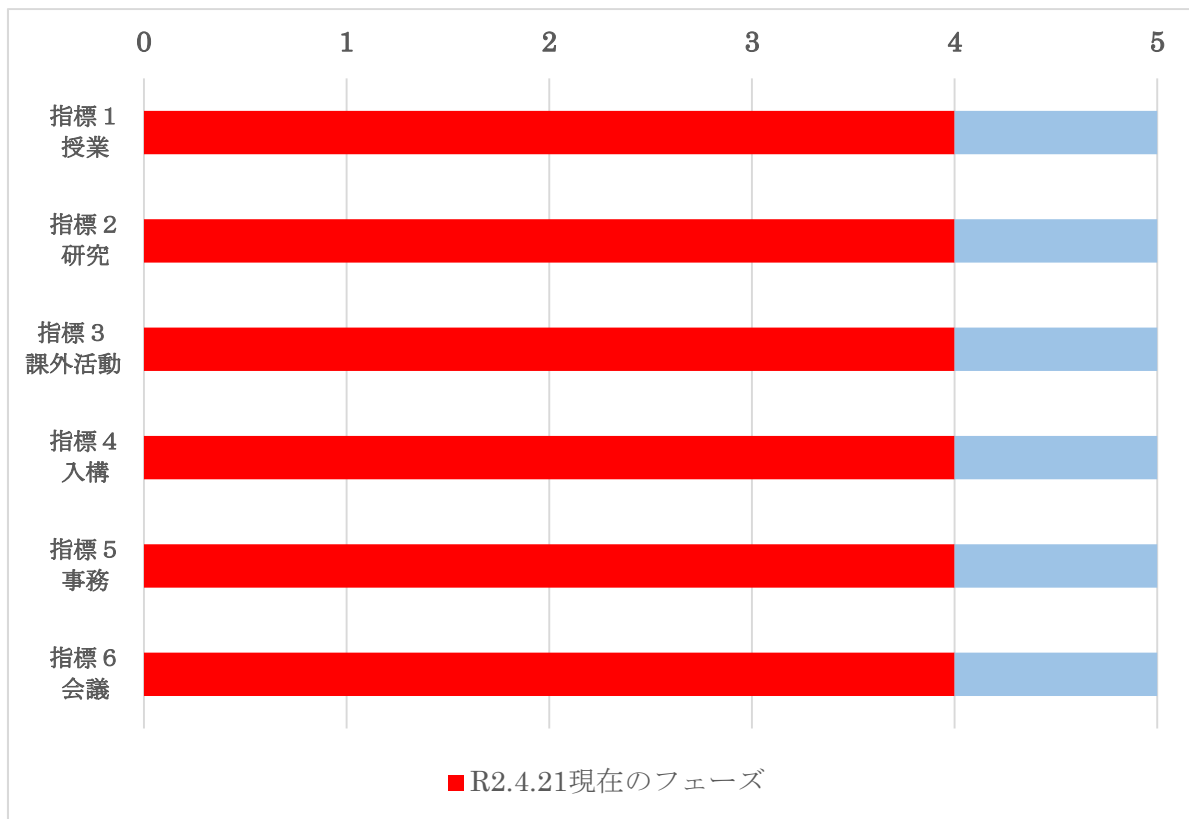
教職員は、緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、社会全体の活動自粛の効果を発現させるために必要な措置をとること、そしてそれを前提に、遠隔講義等により学生の学習機会を保障することに努めてください。

奈良女子大学および社会の安全を確保するため、各指標のフェーズに即した諸活動をお願いします。また、大学に関わる活動制限だけでなく、日常生活においても様々な活動自粛が要請されていますので、例えば大型連休期間においては、不要不急の帰省や旅行など現在の居住地域を越えての移動を行わない等、その主旨に沿った行動をとってください。

下表は、現時点の各指標におけるフェーズに定める活動目安を原則として、斜体の文字により具体の対応を示したものですので、これに従って行動してください。

（令和2年4月21日現在）

指標	フェーズ (0~5の6段階)	活動目安
指標1 授業	4	遠隔授業のみの実施
指標2 研究	4	すべての学生、研究員等の入構を禁止 ・ただし、研究遂行上の重大な支障を生じさせる場合は、指導教員の許可を得た上で入構を認める 大学内におけるすべての研究は停止 教員は資産維持のための必要最小限の人員の入構は許可（生物の飼育管理、液体窒素の補充、冷凍機の維持等）
指標3 課外活動	4	全面禁止
指標4 入構	4	すべての学生、研究員等の入構を禁止 ・寮の工事に伴い、Web面接場所を確保するために入構が必要となる場合は、指導教員の許可を得た上で入構を認める ・遠隔授業を受講する場合に、自宅等でのインターネット環境が確保できず、学内施設を使用しなければならない場合は、入構を認める 教員は、教育研究上の機能を最低限維持するための必要がある場合を除き入構禁止 ・ただし、遠隔授業の準備等で研究室等を使用しなければならない場合は、所属長の許可を得た上で入構を認める 関係（業）者は緊急性の高い用務のみ入構を許可
指標5 業務	4	大学機能の維持管理に必要な要員のみ出勤 出張は原則禁止
指標6 会議	4	遠隔会議システムを利用した会議のみ開催



新型コロナウイルス感染拡大防止のための奈良女子大学の行動指標

※本指標は状況に応じ随時見直すことがある

フェーズ	発令する目安	制限度	指標1 授業 (講義・演習・実習)	指標2 研究	指標3 課外活動	指標4 入構	指標5 業務	指標6 会議
0	平常	制限なし	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
1	通学・通勤圏内で感染者が散発的に見られる	一部制限	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、対面授業、演習・実習を実施 遠隔授業の積極利用	感染拡大防止に最大限留意して研究活動可 自宅で研究活動が可能な場合は学生については入構の必要なし	自粛を要請	不要不急の学外者の学内立ち入りを制限	危機管理体制に対する準備を進める	必要性を精査したうえで開催
2	通学・通勤圏内で感染者が直線的に増加	制限-小	遠隔授業のみの実施	学部学生の入構を禁止 感染者数が多い地域からの大学院生も可能な限り入構を控える 集合形式でのゼミ、勉強会等の禁止 教員は感染拡大防止に最大限留意して研究活動可	原則として全面禁止	学部学生の入構を禁止 感染者数が多い地域からの大学院生は入構を禁止 学外者は入構を禁止	不要不急の出張は控える	不要不急の会議は中止・延期し、3密を避ける対処を行った上で開催
3	通学・通勤圏内で感染者が急激に増加	制限-中	遠隔授業のみの実施	すべての学生の入構を禁止(ただし、進行を止められない実験・研究作業に従事する場合を除く) 教員は現在進行中の実験・研究の継続に必要な最小限の場合のみ実施を許可	全面禁止	すべての学生の入構を禁止 学外者は入構を禁止	所属長の判断により、時差出勤や可能な業務についてはテレワークを実施 出張は原則禁止	必要ある会議に限って3密を避ける対処を行った上で開催 遠隔会議システムも活用
4	奈良県内に緊急事態宣言が発令	制限-大	遠隔授業のみの実施	すべての学生、研究員等入構を禁止 大学内におけるすべての研究は停止 教員は資産維持のための必要最小限の人員の入構は許可(生物の飼育管理、液体窒素の補充、冷凍機の維持等)	全面禁止	すべての学生、研究員等入構を禁止 教員は、教育研究上の機能を最低限維持するための必要がある場合を除き入構を禁止 関係(業)者は緊急性の高い用務のみ入構を許可	大学機能の維持管理に必要な要員のみ出勤 出張は原則禁止	遠隔会議システムを利用した会議のみ開催
5	学内で感染者が出て濃厚接触者が多数発生	全面禁止	遠隔授業のみの実施	すべての学生入構を禁止 大学内におけるすべての研究は停止 教員は資産維持のための必要最小限の人員の入構は許可(生物の飼育管理、液体窒素の補充、冷凍機の維持等)	全面禁止	大学機能の維持管理要員のみ必要時に限り入構	大学機能の維持管理要員のみ必要時に限り出勤 出張は禁止	遠隔会議システムを利用した会議のみ開催